

じゅうみんふくしか しゃかいふくしがかり
■住民福祉課 社会福祉係

しょうがいしゃいりょうひじょせいせいど
●障害者医療費助成制度

いりょうきかん やっきょく しはら ひよう けんこうほけん
医療機関や薬局に支払った費用のうち、健康保険の
てきよう いりょうひ いちぶじょせい
適用となる医療費について、一部助成しています。

じょせい う じゅきゅうしかく にんてい う
この助成を受けるためには、受給資格の認定を受け、
じゅきゅうしゃしょう こうふ う ひつよう
受給者証の交付を受けることが必要です。

しきゅうたいしょうしゃとう
◎支給対象者等

じよせいたいしょう 助成対象		じよせいないよう 助成内容	
しんたい 身体 しょうがいしゃ 障害者 てちょう 手帳	きゅう きゅう 1級、2級	どういつりりょうきかん げつがく 同一医療機関の月額より つき かい ばあい じこふたんがく 月1回の場合は自己負担額	・ しょうとくせいげん 所得制限 あり しょうかんばら ・償還払 い(※1)
	きゅう 3級 (18歳到達 以後最初の3 月31日まで)	えん 800円、 つき かい じょう ばあい じこ 月2回以上の場合は自己 ふたんがく えん 負担額1,600円を さ ひ がく しきゅう 差し引いた額を支給しま す。	
りょういくてちょう 療育手帳	A1、A2 B1、B2 (18歳到達 以後最初の3 月31日まで)	やっきょくぶん ただし、薬局分について じこふたんがく こうじょ は自己負担額を控除するこ となく、ぜんがくしきゅう となく、全額支給します。 けいさんれい 【計算例①】	
せいしんほけん 精神保健 ふくしてちょう 福祉手帳	きゅう 1級 つういん (通院のみ)		

<p>しんたい 身体 しょうがいしゃ 障害者 てちょう 手帳</p>	<p>きゅう 3 級 (18 歳到達 以後最初の 3 月 31 日以降)</p>	<p>どういついりょうきかん げつがく 同一医療機関の月額より つき かい ばあい じこふたながく 月 1 回の場合は自己負担額 えん 800 円、 つき かいじょう ばあい じこ 月 2 回以上の場合は自己 ふたながく えん 負担額 1,600 円を さ ひ がく じょう 差し引いた額に、1/2 を乗 がく しきゅう じた額を支給します。</p>	
<p>りょういくてちょう 療育手帳</p>	<p>B1、B2 (18 歳到達 以後最初の 3 月 31 日以降)</p>	<p>やっきよくぶん ただし、薬局分について じこふたながく こうじょ は自己負担額を控除するこ じょう がく となく、1/2 を乗じた額を しきゅう 支給します。 けいさんれい 【計算例②】</p>	

じよせたいしょう けんこうほけんてきょう いりょうひおよ やくざいひ
助成対象は、健康保険適用となる医療費及び薬剤費です。

がっこうさいがいきょうさいきゅうふせいど にほん しんこう
ただし、学校災害共済給付制度（日本スポーツ振興セン
きゅうふ たいおう しんりょうぶん ふくしいりょう じゅうふくしんせい
ター給付）対応の診療分は、福祉医療との重複申請が
りょうしょう こうがくりょうようひ かぞく
できませんので、ご了承ください。高額療養費や家族

りょうようふかきん きゅうふきん ばあい きんがく のぞ
療養附加金などの給付金がある場合は、その金額を除いた
ぶん たいしょう
分が対象です。

※1

いりょうきかんとく まどぐち けんこうほけん いちぶふたんきん しはらいご ちょう
医療機関等の窓口で健康保険の一部負担金を支払後、町へ
いりょうきかんとく りょうしゅうしょ てんぷ じよせいしんせい のち ふくし
医療機関等の領収書を添付して助成申請した後、福祉
いりょうひ じこふたんがく さ ひ さがくぶん じよせい
医療費の自己負担額を差し引いた差額分を助成します。

けいさんれい 【計算例①】

れい かげつ びょういん にち えんしはら
(例1) 1ヶ月に1病院に1日かかり2,000円支払った

ふくしいりょうひ はらいもど
ときの福祉医療費(払戻し)は

$$2,000\text{円} \text{ — } 800\text{円} = 1,200\text{円}$$

れい かげつ びょういん かいじょう えんしはら
(例2) 1ヶ月に1病院に2日以上かかり2,000円支払

ふくしいりょうひ はらいもど
ったときの福祉医療費(払戻し)は

$$2,000\text{円}^{\text{えん}} - 1,600\text{円}^{\text{えん}} = 400\text{円}^{\text{えん}}$$

(例3) 1病院(1日受診)に医療費2,000円と薬局(1日受診)に薬代600円を支払ったときの福祉医療費(払戻し)は

$$2,000\text{円}^{\text{えん}} - 800\text{円}^{\text{えん}} + 600\text{円}^{\text{えん}} = \underline{1,800\text{円}^{\text{えん}}}$$

いりょうひ じこふたんがく にち やっきよくぶん はらいもど がく
医療費 自己負担額(1日) 薬局分 払戻し額

けいさんれい
【計算例②】

(例1) 1ヶ月に1病院に1日かかり2,000円支払ったときの福祉医療費(払戻し)は

$$(2,000\text{円}^{\text{えん}} - 800\text{円}^{\text{えん}}) \times 1/2 = 600\text{円}^{\text{えん}}$$

(例2) 1ヶ月に1病院に2日以上かかり2,000円支払ったときの福祉医療費(払戻し)は

$$(2,000\text{円}^{\text{えん}} - 1,600\text{円}^{\text{えん}}) \times 1/2 = 200\text{円}^{\text{えん}}$$

(例3) 1病院(1日受診)に医療費2,000円と薬局(1

にちじゆしん くすりだい えん しはら ふくしいりょうひ
日受診) に薬代 600円を支払ったときの福祉医療費

はらいもど
(払戻し)は

$$(2,000\text{円} - 800\text{円} + 600\text{円}) \times 1/2 = 900\text{円}$$

いりょうひ じこふたんがく にち やっきょくぶん はらいもど がく
医療費 自己負担額(1日) 薬局分 払戻し額

じゆきゆうしかくにんていしんせいじ ひつよう
◎受給資格認定申請時に必要なもの

- けんこうほけんしょう
・健康保険証
 - つうちょう たいしょうしゃさまめいぎ
・通帳 (対象者様名義のもの)
 - こじんばんごう ほごしゃさまおよ こさまぶん
・個人番号(マイナンバー)カード(保護者様及びお子様分)
 - ほんにんかくにんしよるい たいしょうしゃさまぶん
・本人確認書類 (対象者様分)
- かおじゃしん うんてんめんきょしょう しょうがいしゃてちょうとう
顔写真ありのもの: 運転免許証、障害者手帳等
- しゆるいひつよう
より1種類必要です。
- かおじゃしん けんこうほけんしょう ねんきんてちょうとう
顔写真なしのもの: 健康保険証、年金手帳等より
- しゆるいひつよう
2種類必要です。
- しょうがいしゃてちょう
・障害者手帳

てつづ やくばしゃかいふくしがかり
⇒手続きは役場社会福祉係へ

いりようひじよせいしんせいじ ひつよう
◎医療費助成申請時に必要なもの

- いりようきかん りょうしゅうしょ
・医療機関の領収書
- じゅきゅうしかくしゃしょう きいろ
・受給資格者証（黄色）
- けんこうほけんしょう
・健康保険証

てつづ やくばしゃかいふくしがかり
⇒手続きは役場社会福祉係へ

やくばしゃかいふくしがかりまどぐち せっち ふくしいりようひ
1. 役場社会福祉係窓口を設置している「福祉医療費

しんせいしょ かげつ まいていしゅつ
申請書」に1か月ごとに1枚提出してください。

しんせいしょ じゅしんつき いりようきかん りょうしゅうしょ
2. 申請書には受診月ごと、医療機関ごとに領収書

ふんしつ ばあい いりようきかん しょうめい てんぶ ひつようじこう
（紛失の場合は医療機関による証明）を添付し、必要事項

きにゅうご やくばしゃかいふくしがかり ていしゅつ
を記入後、役場社会福祉係へ提出してください。

いりょうひじょせいほうほう
◎医療費助成方法

こうざふりこみ さき しんせい おり とうろくこうざ
1. 口座振込（先に申請していただいた折の登録口座への
ふりこみ
振込）

しはらいび まいつき か ていしゅつ ぶん ていしゅつ
2. 支払日：毎月10日までに提出された分を、その提出
づき にち ふ こ
月の28日に振り込みます。

か にち どにちしゅくさいじつ ばあい ぜんじつ
（10日、28日が土日祝祭日の場合は前日）

こうきこうれいしゃいりょうひほけんしゃ かた じゅしん つき
・後期高齢者医療被保険者の方については、受診した月

かげつご にち
の3カ月後の28日となります。

こうがくいりょうひがいとう りゆう じょせい おそ ばあい
・高額医療費該当などの理由で助成が遅くなる場合もあ
ります。

と あ
【問い合わせ】

ちょうじゅうみんふくしかしゃかいふくしがかり
町住民福祉課社会福祉係